

平 成 24 年

奈良市議会 9 月定例会
提 出 議 案 (別 冊)

奈 良 市

目 次

奈良市議案第 109 号 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 について.....	1
---	---

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の 一部改正について

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年9月4日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年奈良市条例第17号）の一部を次
のように改正する。

第2条第2項各号を次のように改める。

- (1) 滞納整理奨励手当
- (2) 行旅死病人取扱手当
- (3) 火葬作業手当
- (4) 特定環境清掃作業手当
- (5) 廃棄物等現場指導業務手当
- (6) 動物死体処理作業手当
- (7) 下水処理作業手当
- (8) 道路舗装等作業手当
- (9) 危険作業手当
- (10) 消防業務手当
- (11) 消防活動手当
- (12) ケースワーク訪問調査手当
- (13) 災害復旧等業務手当
- (14) 有害物等取扱業務手当
- (15) 精神保健業務手当
- (16) 防疫等業務手当

第3条の見出しを「（滞納整理奨励手当）」に改め、同条第1項を次のように改める。

滞納整理奨励手当は、未収債権（市税を含む。）の滞納処分その他の滞納整理に関する業務に従事した職員のうち規則で定める職員に支給する。

第3条第2項中「250円」を「350円」に改める。

第4条の見出しを「（行旅死病人取扱手当）」に改め、同条第1項中「行旅病人処理手当」を「行旅死病人取扱手当」に、「行旅病人の」を「行旅死亡人又は行旅病人の」に改め、「職員」の次に「のうち規則で定める職員」を加え、同条第2項中「700円」を「3,000円」に改める。

第5条及び第6条を削る。

第7条第1項中「において火葬作業に従事する」を「に勤務する職員のうち規則で定める」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（特定環境清掃作業手当）

第6条 特定環境清掃作業手当は、環境部に勤務する職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）のうち規則で定める職員に支給する。

2 前項の手当の額は、日額600円を超えない範囲内において規則で定める。

第8条から第12条までを削り、第13条を第7条とする。

第14条の見出しを「（動物死体処理作業手当）」に改め、同条第1項中「動物死体収集作業手当」を「動物死体処理作業手当」に、「動物死体収集作業に」を「動物死体処理作業に」に改め、同条を第8条とする。

第15条及び第16条を削る。

第17条第2項中「1,000円」を「600円」に改め、同条を第9条とする。

第18条第2項中「1,000円」を「600円」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の3条を加える。

（危険作業手当）

第11条 危険作業手当は、廃棄物処理に係る危険作業に従事した職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）のうち規則で定める職員に支給する。

2 前項の手当の額は、日額600円を超えない範囲内において規則で定める。

（消防業務手当）

第12条 消防業務手当は、危険業務に従事した消防職員のうち規則で定める消防職員に支給する。

2 前項の手当の額は、日額で定めるものについては4,000円を、1回につきで定めるものについては500円を超えない範囲内において規則で定める。

(消防活動手当)

第13条 消防活動手当は、次に掲げる消防職員のうち規則で定める消防職員に支給する。

- (1) 水火災等の現場に出動した消防職員
- (2) 救急業務に従事した消防職員

2 前項の手当の額は、1回につき510円を超えない範囲内において規則で定める。

第19条から第28条までを削る。

第29条の見出しを「(ケースワーク訪問調査手当)」に改め、同条第1項中「外務手当は、調査その他のために外勤した」を「ケースワーク訪問調査手当は、ケースワークを担当する」に改め、「及び消防吏員」を削り、同条を第14条とする。

第30条の見出しを「(災害復旧等業務手当)」に改め、同条第1項中「災害復旧業務手当」を「災害復旧等業務手当」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある河川の堤防、道路等において応急作業等に従事した職員

第30条を第15条とし、同条の次に次の3条を加える。

(有害物等取扱業務手当)

第16条 有害物等取扱業務手当は、人体に有害な薬剤等の取扱業務又は病原微生物の検査等の業務に従事した職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）のうち規則で定める職員に支給する。

2 前項の手当の額は、日額300円を超えない範囲内において規則で定める。

(精神保健業務手当)

第17条 精神保健業務手当は、精神保健に関する相談、指導その他これらに類する業務に従事した職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）のうち規則で定める職員に支給する。

2 前項の手当の額は、日額300円を超えない範囲内において規則で定める。

(防疫等業務手当)

第18条 防疫等業務手当は、次に掲げる職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）のうち規則で定める職員に支給する。

- (1) 規則で定める感染症等が発生し、又は発生するおそれがある場合に処置、防疫等の

業務に直接従事した職員

(2) 動物の収容等に係る業務に直接従事した職員

2 前項の手当の額は、日額700円を超えない範囲内において規則で定める。

第31条及び第32条を削り、第33条を第19条とし、同条の次に次の1条を加える。

(重複支給の禁止)

第20条 下水処理作業手当又は道路舗装等作業手当を受ける職員には、災害復旧等業務手当は支給しない。

第34条を削り、第35条を第21条とし、第36条を第22条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第7条第1項を改め、同条を第5条とし、第5条の次に1条を加える改正規定（第6条に係る部分に限る。）及び第18条第2項を改め、同条を第10条とし、第10条の次に3条を加える改正規定（第11条に係る部分に限る。）は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成24年10月1日以後の勤務に係る手当について適用し、同日前の勤務に係る手当については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第10条及び第11条の規定は、平成24年10月1日から平成26年3月31日までの間の勤務に係る美化清掃業務手当及び廃棄物等処理作業手当について、平成24年10月1日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第10条第2項及び第11条第2項中「1,000円」とあるのは、「500円」と読み替えて適用する。

4 旧条例第12条及び第20条の規定は、平成24年10月1日から平成25年3月31日までの間の勤務に係る大型ごみ業務手当及び過重作業手当について、平成24年10月1日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第12条第2項中「1,500円」とあるのは「750円」と、旧条例第20条第2項中「3,500円」とあるのは「1,750円」と、「5,250円」とあるのは「2,625円」と読み替えて適用する。

(参考)

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例（抄）

第2条（手当の支給及び種類）

2 手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 奨励手当
- (2) 行旅病人処理手当
- (3) 行旅死亡人処理手当
- (4) 往診手当
- (5) 火葬作業手当
- (6) 清掃勤務手当
- (7) し尿処理作業手当
- (8) 美化清掃業務手当
- (9) 廃棄物等処理作業手当
- (10) 大型ごみ業務手当
- (11) 廃棄物等現場指導業務手当
- (12) 動物死体収集作業手当
- (13) 大型特殊自動車等運転手当
- (14) 環境検査手当
- (15) 下水処理作業手当
- (16) 道路舗装等作業手当
- (17) 夜間業務手当
- (18) 過重作業手当
- (19) 危険手当
- (20) 消防技術手当
- (21) 救助手当
- (22) 救急手当

- (23) 水火災出動手当
 - (24) 消防調査手当
 - (25) 消防夜間業務手当
 - (26) 保育手当
 - (27) 外務手当
 - (28) 災害復旧業務手当
 - (29) 年末年始勤務手当
 - (30) 産業医手当
- (奨励手当)

第3条 奨励手当は、市税、国民健康保険料、介護保険料又は後期高齢者医療保険料の滞納処分等に関する業務に従事した職員のうち規則で定める職員に支給する。

- 2 前項の手当の額は、1件につき250円を超えない範囲内において規則で定める。
(行旅病人処理手当)

第4条 行旅病人処理手当は、行旅病人の収容に従事した職員に支給する。

- 2 前項の手当の額は、1件につき700円を超えない範囲内において規則で定める。
(行旅死亡人処理手当)

第5条 行旅死亡人処理手当は、行旅死亡人の収容に従事した職員に支給する。

- 2 前項の手当の額は、1件につき1,500円を超えない範囲内において規則で定める。
(往診手当)

第6条 往診手当は、往診の業務に従事した医師である職員に支給する。

- 2 前項の手当の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算出した往診料の半額とする。
(火葬作業手当)

第7条 火葬作業手当は、火葬場において火葬作業に従事する職員に支給する。

- (清掃勤務手当)

第8条 清掃勤務手当は、環境部に勤務する職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）のうち規則で定める職員に支給する。

- 2 前項の手当の額は、日額250円を超えない範囲内において規則で定める。

(し尿処理作業手当)

第9条 し尿処理作業手当は、し尿処理業務に従事する職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）のうち規則で定める職員に支給する。

2 前項の手当の額は、日額540円を超えない範囲内において規則で定める。

(美化清掃業務手当)

第10条 美化清掃業務手当は、環境部に勤務する職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）のうち規則で定める職員に支給する。

2 前項の手当の額は、日額1,000円を超えない範囲内において規則で定める。

(廃棄物等処理作業手当)

第11条 廃棄物等処理作業手当は、廃棄物又は再生資源の収集、運搬又は処分の作業に従事する職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）のうち規則で定める職員に支給する。

2 前項の手当の額は、日額1,000円を超えない範囲内において規則で定める。

(大型ごみ業務手当)

第12条 大型ごみ業務手当は、大型ごみ業務に従事した職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）のうち規則で定める職員に支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1回につき1,500円を超えない範囲内において規則で定める。

(動物死体収集作業手当)

第14条 動物死体収集作業手当は、動物死体収集作業に従事した職員のうち規則で定める職員に支給する。

(大型特殊自動車等運転手当)

第15条 大型特殊自動車等運転手当は、規則で定める大型特殊自動車等の運転業務に従事した職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）のうち規則で定める職員に支給する。

2 前項の手当の額は、日額500円を超えない範囲内において規則で定める。

(環境検査手当)

第16条 環境検査手当は、市域の水質又は大気に関する試験又は検査業務に従事する職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）のうち規則で定める職員に支給する。

2 前項の手当の額は、日額250円を超えない範囲内において規則で定める。

第17条 (下水処理作業手当)

2 前項の手当の額は、日額1,000円を超えない範囲内において規則で定める。

第18条 (道路舗装等作業手当)

2 前項の手当の額は、日額1,000円を超えない範囲内において規則で定める。

(夜間業務手当)

第19条 夜間業務手当は、正規の勤務として夜勤の業務に従事した職員（消防吏員を除く。）のうち規則で定める職員に支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1回につき1,000円を超えない範囲内において規則で定める。

(過重作業手当)

第20条 過重作業手当は、担当区域外の廃棄物又は再生資源の収集作業その他の規則で定める作業に従事した職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）に支給する。

2 前項の手当の額は、日額で定めるものについては3,500円を、勤務1回につきで定めるものについては5,250円を超えない範囲内において規則で定める。

(危険手当)

第21条 危険手当は、消防吏員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）に支給する。

2 前項の手当の額は、日額250円を超えない範囲内において規則で定める。

(消防技術手当)

第22条 消防技術手当は、次に掲げる消防吏員に支給する。

(1) 消防長が選定した1級機関員

(2) 消防長が選定した2級機関員

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 勤務1回につき150円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) 前項第2号に掲げる職員 勤務1回につき100円を超えない範囲内において規則で定める額

(救助手当)

第23条 救助手当は、救助作業又は救助訓練に従事した消防吏員に支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1回につき150円を超えない範囲内において規則で定める。

(救急手当)

第24条 救急手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 救急救命士の資格を有する消防吏員で救急業務に従事したもの

(2) 前号に規定する消防吏員以外の消防吏員で救急業務に従事したもの

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 1件につき510円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) 前項第2号に掲げる職員 1件につき100円を超えない範囲内において規則で定める額

(水火災出動手当)

第25条 水火災出動手当は、水火災現場に出動した消防吏員に支給する。

2 前項の手当の額は、1件につき150円を超えない範囲内において規則で定める。

(消防調査手当)

第26条 消防調査手当は、火災原因調査に従事した消防吏員に支給する。

2 前項の手当の額は、1件につき100円を超えない範囲内において規則で定める。

(消防夜間業務手当)

第27条 消防夜間業務手当は、夜間に通信業務、受付業務等に従事した消防吏員に支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1回につき300円を超えない範囲内において規則で定める。

(保育手当)

第28条 保育手当は、保育園に勤務する保育士である職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）に支給する。

2 前項の手当の額は、日額250円を超えない範囲内において規則で定める。

(外務手当)

第29条 外務手当は、調査その他のために外勤した職員（管理職手当の支給を受ける職員及び消防吏員を除く。）のうち規則で定める職員に支給する。

(災害復旧業務手当)

第30条 災害復旧業務手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (2) 正規の勤務時間以外の時間に水火災その他の事故等の復旧業務に従事した職員
(年末年始勤務手当)

第31条 年末年始勤務手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「年末年始」という。）に正規の勤務
又は時間外若しくは休日の勤務をした職員（次号及び第3号に規定する職員を除く。）
(2) 年末年始に宿直又は日直勤務をした職員（次号に規定する職員を除く。）
(3) 年末年始に常直勤務をした職員

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 日額7,900円を超えない範囲内において規則で定める額
(2) 前項第2号に掲げる職員 勤務1回につき2,500円を超えない範囲内において規則
で定める額
(3) 前項第3号に掲げる職員 日額1,300円を超えない範囲内において規則で定める額
(産業医手当)

第32条 産業医手当は、産業医として勤務した医師である職員に支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1回につき2,000円を超えない範囲内において規則で定める。
(重複支給の禁止)

第34条 し尿処理作業手当、美化清掃業務手当又は廃棄物等処理作業手当を受ける職員に
は、清掃勤務手当は支給しない。